

知っておきたい 事業所における マイナンバー制度

中小企業診断士・社会保険労務士・販売士 大野実雄

岐阜商工会議所専門家研究会(ぎふ専研)

当研究会は岐阜商工会議所に登録している各専門家25名が研鑽を重ね、企業や事業支援の実践に役立てることを目的としています。

主な活動は、企業経営に関する法律、税務、財務、販売、事業承継、ITなどの事例を通して各専門分野からの意見や提言を行い、企業最適化を図ることです。

1 マイナンバー制度の目的

平成27年10月から市町村から住民に「通知カード」が送付されてきます。これがマイナンバー(個人番号)である。この番号は「税」「社会保障」「災害対策」における行政事務で利用される。マイナンバーの目的は「行政の効率化」「国民の利便性の向上」「公平・公正な社会の実現」である。

2 マイナンバーの利用

マイナンバーの利用については、平成28年1月以降、税、社会保障、災害対策の分野で

行政機関などに提出する書類にマイナンバーを記載することが必要になる。例えば、所得税の確定申告の場合、平成29年2～3月に行う平成28年分の確定申告からマイナンバーを記載することになる。

3 法人には法人番号が付与される

法人には1法人に対して一つの法人番号が付与される。平成27年10月以降に、マイナンバー(個人番号)で用いられる通知カードではなく、別途書面により国税庁長官から通知される。

4 事業所の利用やスケジュールなど

事業者がおこなうべき届出や時期については表1と表2にまとめています。



中小企業診断士・社会保険労務士・販売士

大野実雄氏

オオノ経営労務事務所 所長

■専門分野

新事業展開、新商品・新サービス開発、販売チャネル構築、新規顧客開拓、非顧客層開拓、マーケティング、経営(事業)計画、コスト削減、物流改善、組織力強化、新規創業、購買(調達)管理、事業再生計画、人材開発、モラル向上

■表2：マイナンバー制度の実施スケジュール

	平成27年	平成28年	平成29年
個人対応	7月	10月	1月
事業者対応		マイナンバーの通知(個人番号の「通知カード」を各世帯に送付)が、住民票の住所地に届く	
			マイナンバーの利用開始 ⇒ 「個人番号カード」交付(希望者のみ)本人の写真が表示される
	従業員への周知 社内規定見直し	法人番号の書面通知 ⇒ 従業員等のマイナンバー取得(パート・アルバイト・扶養家族含む) ⇒	
		社内規定の変更 システム対応 安全管理措置等	利用開始⇒必要書類にマイナンバーの記載 税務 源泉徴収票 給与支払報告書 支払調書 社会保険 労働保険 社会保険
		従業員研修等の実施 ⇒	

■表1：「個人番号」と「法人番号」の比較表

内容	共通内容	個人番号	法人番号
番号	数字のみ	12桁	13桁
番号変更	原則不可	不正利用の場合 変更可	不可
通知先	住所地	住民票住所地	登記所在地
番号公開		非公表	インターネット で公表
対象者		全住民	設立登記法人
運用開始	平成27年～	1月～	1月～届出書類
管轄官庁		市町村	国税庁